

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年9月2日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

糸魚川市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	小中学校の就学援助制度の申請	https://www.city.itoigawa.lg.jp/5522.htm		○	こども教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者（生計同一世帯）が申請できます。
2	小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請			○	こども教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者（生計同一世帯）が申請できます。
3	県営、市営住宅への入居申込み		○		建設課管理住宅係	025-552-1511	証明書等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要。
4	生活保護制度	https://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=3601		○	福祉事務所	025-552-1511	世帯全員が利用できる資産や能力、様々な社会保障制度の活用、親子や兄弟などの扶養義務者からの援助など、あらゆる努力をしても、なお生活ができないときに受けることができます。
5	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給申請		○		環境生活課	025-552-1511	パートナーシップ届出受領証明書が提示されれば、被害者との関係性を判断する資料として考慮されます。